

医師派遣緊急促進事業について

1 事業目的、効果等

医師不足が深刻な病院に対し、医療対策協議会が医師派遣調整を行い医師不足の解消を図るとともに、当該調整に基づく医師派遣を行う医療機関に対し、医師派遣することによる逸失利益に相当する額を助成する。

2 事業内容

医療対策協議会(県医療審議会地域医療対策部会)の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣することによる滅失利益に相当する額を助成

補助先	医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う病院(派遣元の病院)
対象経費	医師派遣の対価(派遣に伴う逸失利益)
補助基準額	1,250千円/人月(国庫基準額)
補助率・負担割合	3/4(国 1/2、県 1/4、事業者 1/4)

3 事業の対象とする派遣の考え方

兵庫県医療審議会地域医療対策部会において次の観点から事業の対象とする派遣を選定し、予算の範囲内で補助する。

(1) 派遣先医療機関が次のいずれかに該当すること

医師不足地域において救急などの政策医療を担う医療機関

医師不足地域以外も含め、産科・小児科など医師不足が深刻な診療科を担う医療機関

(2) 医師派遣により派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること

(3) 医師の地域偏在、診療科偏在を解消に資するものであること

<その他の条件>

(1) 常勤として一定期間継続して派遣する場合のみならず、例えば週1回など定期的に非常勤として派遣する場合も対象とする。

(2) 単発的な派遣は対象としない。

(3) 同一経営主体の病院間の派遣でも、他の条件を満たせば対象とする。

(4) 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を継続実施する場合についても補助対象として取り扱うこととする。

4 事業対象医療機関の選定手順

(1) 平成21年5月21日付けで県内の一般病床150床以上の全病院の院長あてに、事業概要を示し事業計画の提出を依頼

- (2) 6月上旬、各病院から事業計画の回答提出。医務課において内容を確認し、とりまとめ。国庫補助金申請済み。
- (3) 9月医療審議会地域医療対策部会において審議

(参考) 補助額の計算方法(国が示す計算式)

$$\text{補助額} = (\text{医師1人が1ヶ月にあげる利益}^{(*1)} \times \text{派遣人数}^{(*2)} \times \text{派遣月数} - \text{派遣先からの収入}) \times 3/4$$

(* 1)

$$\text{医師1人が1ヶ月にあげる利益} = \frac{\text{年間診療収益(入院・外来)} - \text{年間経費(医療職の person 費 + 材料費 + その他の経費)}}{\text{医師数(常勤 + 非常勤)}} \times 1/12$$

求めた額が1,250千円を超える場合は1,250千円

(* 2)

非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算

(例) 週1回派遣する場合

$$\text{派遣人数} = 1 \text{日} \div 5 \text{日} = 0.2 \text{人}$$